

(第36号議案)

指定管理者の指定について

1. 指定管理者を指定する施設

- (1) 名称 : 中野区営弥生町三丁目アパート (以下、「本施設」という。)
- (2) 所在地 : 中野区弥生町三丁目35番10号
- (3) 戸数 : 21戸

2. 指定管理者候補者

- (1) 名称 : 株式会社 東急コミュニティー (以下、「本候補者」という。)
- (2) 所在地 : 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

3. 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4. 指定管理者候補者の選定

本候補者は、現在、区内23施設626戸の公営住宅等（区営住宅、区立福祉住宅、区民住宅、まちづくり事業住宅）の指定管理者として施設維持管理を実施しており、同種施設の維持管理における一貫性や効率性を確保し、より高い事業効果を得るためには、本候補者を本施設における指定管理者として指定することから、中野区営住宅条例第31条第2項の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者として本候補者を選定した。

なお、指定期間終了後に改めて指定管理者による区営住宅の維持管理の実施が決定した際には、公募により指定管理者候補者の選定を行うものとする。